

令和8年9月15日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、住吉区役所保険年金課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
塚崎 詔子		岡崎 徳江	
荒田 浩志		星畑 勝子	
中村 英子		奥村 隆	
大西 輝代		宮崎 満枝	
河津 桂子		谷本 泰一郎	
河津 桂子		小村 勝子	
山家 澄子		宮崎 司郎	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]

令和 8 年 9 月 15 日

大阪市長 **横山 英幸**

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、住吉区役所保険年金課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
福田 盛光			

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、住吉区役所保険年金課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
大霜 勇光			